

茨木市指定給水装置工事事業者の違反行為の処分等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が茨木市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年茨木市水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）第8条又は第9条のいずれかに該当した場合における指定の取消し及び指定の停止の基準並びにその手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の処分等)

第2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事業者が規程第8条又は第9条に該当する事項（以下「違反行為」という。）を行った場合の指定の取消し及び指定の停止の処分（以下「処分」という。）については、別表の違反行為に関する処分基準により行う。

(違反行為の調査及び報告)

第3 工務課長は、指定工事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行う。

2 工務課長は、前項の調査において指定工事業者が違反行為を行った事実を確認したときは、当該指定工事業者に対し、直ちに是正するよう指示するとともに、顛末書の提出を求める。

3 工務課長は、第1項の調査の結果又は前項の顛末書の内容に基づき、指定工事業者違反行為報告書（様式第1号）を作成し、管理者及び茨木市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(1回目の調査)

第4 第3第3項の報告を受けた委員会は、当該報告に基づき、処分等について審査を行う。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第5 管理者は、第4に規定する委員会からの審査結果の報告を参酌し、処分に相当すると認めるときは、茨木市行政手続条例（平成9年茨木市条例第3号）及び聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する茨木市水道事業管理規程（平成10年茨木市水道事業管理規程第4号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行わなければならない。

2 管理者は、前項の聴聞又は弁明の機会の付与の結果を委員会に報告する。

(2回目の審査)

第6 第5第2項の報告を受けた委員会は、当該報告及び第3第3項の報告に基づ

き、処分等について再度審査を行う。

(処分等の決定)

第7 管理者は、第2の違反行為に関する処分基準の適用に当たり、処分の公正を確保するため、第3第3項の報告及び第5第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の結果のほか、第4及び第6に規定する委員会の審査結果を参酌し、処分等についての決定を行う。

(処分の通知)

第8 管理者は、第7の決定に基づき処分を行う場合は、当該指定工事業者に対し、処分決定通知書(様式第2号)により通知を行う。

(処分の公示)

第9 管理者は第7の決定に基づき、処分を行ったときは、規程第10条による公示を行うものとする。

(処分後の工事施行)

第10 指定工事業者が処分を受けた場合に、当該処分を受けた指定工事業者が行うべき未竣工の給水装置工事があるときは、指定工事業者は、その工事に限り施行することができる。

2 指定工事業者が処分を受けた日以降、処分の期間中に、当該指定工事業者は新たな工事の申込みの受付を行わない。

(処分に至らない事由に関する措置)

第11 管理者は、第7の決定に基づく処分を行わない場合において、必要があると認めるときは、違反行為を行った指定工事業者に対し、文書による注意を行うことができる。

2 管理者は、文書による注意を行った後、当該指定工事業者が違反行為を是正しない場合や、再度軽微な違反行為を起こした場合は、文書による警告を行うことができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年5月13日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成21年5月13日以後に起こった違反行為について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

別表

違反行為に関する処分基準

処分の対象となる違反行為		処分内容	規程該当項目
1	不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	第8条第1号
2	指定の基準に該当しなくなったとき。		第8条第2号
	(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	第5条第1号
	(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	第5条第2号
	(3) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき。(法人にあっては、その役員のうち該当する者がいるときも含む。)	指定の取消し	第5条第3号ア
	(4) 水道法(昭和32年法律第177号)に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。(法人にあっては、その役員のうち該当する者がいるときも含む。)	指定の取消し	第5条第3号イ
	(5) 指定を取消しされ、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。(法人にあっては、その役員のうち該当する者がいるときも含む。)	指定の取消し	第5条第3号ウ
	(6) 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。(法人にあっては、その役員のうち該当する者がいるときも含む。)		第5条第3号エ
	ア 無断通水、メータの不正使用等をしたとき。	指定の停止 6月以下	
	イ 道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき。	指定の停止 6月以下	
	ウ 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の停止 6月以下	
エ 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の停止 6月以下		
オ その他業務に関し不正又は不誠実な行為をすると認めるに足りる相当の理由があるとき。	指定の取消し 又は指定の停止 6月以下		
カ 文書による警告に従わないとき。	指定の停止 3月以下		
キ 文書による警告を受けた日から2年を経過しないうちに、処分に至らない軽微な違反をしたとき。	指定の停止 3月以下		
ク 指定の停止の処分を受けた日から2年を経過しないうちに、指定の停止処分に相当する違反をしたとき。	指定の取消し 又は指定の停止 6月以下		
3	変更届等を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。		第8条第3号
(1)	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	第7条第2項
(2)	休止届、廃止届及び再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	第7条第3項
4	給水装置工事主任技術者の選任等に違反したとき。		第8条第4号
	(1) 指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任し届け出なかったとき。	指定の取消し	第13条第1項
	(2) 主任技術者が欠けた日から14日以内に、新たな給水装置工事主任技術者を選任し、届け出なかったとき。	指定の取消し	第13条第2項
	(3) 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	第13条第3項
(4)	給水装置工事主任技術者の兼務に支障が生じたとき。	指定の停止 3月以下	第13条第4項
5	給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。		第8条第5号
	(1) 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定の取消し	第14条第1号

	(2)	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配管へ取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物の変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定の停止 1月以下	第14条第2号
	(3)	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の停止 6月以下	第14条第3号
	(4)	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適さない給水装置を設置したとき。	指定の停止 6月以下	第14条第5号ア
	(5)	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の停止 3月以下	第14条第5号イ
	(6)	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の停止 3月以下	第14条第6号
6	(1)	給水装置の検査にあたって、当該工事に係る主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	指定の取消し	第8条第6号 第17条第1項
	(2)	当該工事に係る主任技術者が、立会い時に主任技術者としての資格を証明するものを携帯していない、及び提示の求めに応じないとき。	指定の停止 6月以下	第17条第2項
7		給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の取消し 又は指定の停止 6月以下	第8条第7号 第18条
8		施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大きいとき。	指定の取消し 又は指定の停止 6月以下	第8条第8号

所在地
 名称
 代表者名

茨木市水道事業管理者



処 分 決 定 通 知 書

茨木市指定給水装置工事事業者の違反行為の処分等に関する要綱の規定により下記の違反行為に対する処分を決定したので、同要綱第8に基づき通知します。

記

既指定 事項	指定番号	第 号
	指定年月日	年 月 日
処分区分	停止 ・ 取消し	
決定内容	停止 当通知書による通知日から 月 年 月 日から 年 月 日まで	
	取消し 年 月 日	
理由		
処分の根拠条項		

(教示) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨木市水道事業管理者に対し異議申立てをすることができます。